

観音寺市買物弱者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品、日用雑貨品等（以下「日常生活物資」という。）の買物が困難な状況にある者の利便性等を確保するため、買物弱者を主な対象者として移動販売により日常生活物資の購入支援を行う事業者に対し、当該移動販売に使用する車両の購入等に係る費用その他運営に要する経費の一部について、観音寺市買物弱者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 買物弱者 日常生活物資の買物が困難又は不便な状況に置かれている者をいう。
- (2) 移動販売 買物弱者を主な対象者として、巡回するコース及び時間をあらかじめ設定し、日常生活物資を移動販売車を用いて販売する事業をいう。
- (3) 移動販売車 日常生活物資を販売するための冷蔵庫等設備を備えた車両をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 市内の買物弱者を主な対象者として、移動販売を5年以上継続し、かつ、週2回以上定期的に行うことができる者
- (4) 巡回するコースについて、あらかじめ市と協議し、調整することができる者
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 調理又は加工した食品の販売のみを行う者
- (2) 特定の世帯又は施設を訪問しての販売又は配達のみを行う者

(3) 販売品のうち日用生活物資以外の品が2分の1以上を占める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この要綱により補助金の交付決定を受けた日から5年内の移動販売車に対する改造又は改良及び車両の入替えに係る経費は、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに観音寺市買物弱者支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 移動販売に係る計画書

(2) 移動販売車の購入、移動販売車への改造又は既存の移動販売車の改良に係る見積書の写し

(3) 改造又は改良前の移動販売車の写真（移動販売車を改造又は改良する場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、観音寺市買物弱者支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に関し、移動販売を行ったことを確認できる書類を、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年

間保管し、市長から求められたときは、速やかに提出すること。

(2) 移動販売又は移動販売車の取扱い又は表示物が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 特定の品目のみの販売、特定の世帯又は施設に対してのみの販売等を行う公共性を損なうおそれのあるもの

イ 政治又は宗教に関するもの

ウ 公序良俗に反するもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業に係るもの

オ 誇大表示、不当表示その他表示方法が不適切なもの

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）に係るもの

キ その他市長が適当でないとするもの

（補助事業の変更又は中止若しくは廃止）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところにより、申請しなければならない。

(1) 補助事業の変更があった場合においては、観音寺市買物弱者支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 変更計画書

イ その他市長が必要とするもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、観音寺市買物弱者支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助事業の変更等の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかに観音寺市買物弱者支援事業費補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移動販売車の写真（移動販売車を改造又は改良した場合は、当該改造又は改良を行った後のもの）
- (2) 補助対象経費を支払ったことを示す書類（領収書等）の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) その他市長が必要と認められるもの
(補助金の額の決定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、観音寺市買物弱者支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた者は、観音寺市買物弱者支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(財産管理及び処分の制限)

第13条 補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでに、市長の承認を得ないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 補助金を補助事業以外に使用したとき。

- (2) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の実施方法が適正でないと認めたとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
(1) 移動販売車の購入に係る経費	車両本体（ラッピングを含む。）、陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備、電気設備等の購入に係る経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、150万円を限度とする。
(2) 移動販売車への改造又は既存の移動販売車の改良に係る経費	陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備、電気設備等の買替え等に係る経費	
(3) 移動販売車の運営に係る経費	燃料費、車検費用その他市長が特に必要と認める経費	移動販売車1台につき、補助対象経費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額を限度とする。